

教育委員会会議次第

令和4年3月24日（木） 15:05

子ども図書館 2階 大研修室

1 開 会

2 案 件

(1) 議案

議案第42号「北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部改正について」

(総務課長)

議案第43号「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について」

(総務課長)

議案第44号「人事について」

(総務課長)

議案第45号「北九州市立小中学校等管理規則の一部改正について」

(教職員課長)

議案第46号「人事について」

(労務争訟担当課長)

議案第47号「北九州市立教育支援センター規則の制定について」

(不登校対策担当主幹)

議案第48号「北九州市教育委員会事務局事務分掌規則及び北九州市教育機関事務分掌規則の一部改正について」

(総務課長)

議案第49号「北九州市教育委員会職員証に関する規程等の一部改正について」

(総務課長)

(2) 報告

報告第4号「人事について」

(教職員課長)

(3) その他報告

その他報告①「学校における歯と口の健康づくりに関する5か年計画について」

(学校保健課長)

3 閉 会

教 育 委 員 会 （ 定 例 会 ）

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 開催年月日 | 令和4年3月24日（木） |
| 2 | 開催時間 | 15:05～16:20 |
| 3 | 開催場所 | 教育委員室 |
| 4 | 出席者 | (教育長) 田島 裕美
(教育委員) シヤルマ 直美 大坪 靖直 津田 惠次郎
竹本 真実 郷田 郁子 |
| 5 | 事務局職員 | 教育次長 古小路 忠生
総務部長 小杉 繁樹
教職員部長 高松 淳子
学校支援部長 春日 伸一
学校教育部長 高橋 英樹
総務課長 田中 真徳
企画調整課長 浜崎 善則
教職員課長 立花 昭一
労務争訟担当課長 野口 浩史
制度サービス担当課長 上野 正彦
学校保健課長 角野 純二
学校経営・教育指導課長 澤村 宏志
不登校対策担当主幹 福嶋 一也
特別支援教育課長 小西 友康 |
| 6 | 書 記 | 総務課庶務係長 増田 真二
総 務 課 事柴 佑斗 |
| 7 | 会議の次第 | 別紙のとおり |

教育委員会(定例会)会議録（令和4年3月24日）

1 開 会

15：05 田島教育長が開会を宣言

2 会議録署名委員の指名

田島教育長が会議録署名委員に、シャルマ委員と津田委員を指名。

以下の案件を非公開にすることを議決

- ・議案第44号「人事について」
- ・議案第46号「人事について」
- ・議案第48号「北九州市教育委員会事務分掌規則及び北九州市教育機関事務分掌規則の一部改正について」
- ・議案第49号「北九州市教育委員会職員証に関する規程等の一部改正について」
- ・報告第4号 「人事について」

3 案 件

(1) 公開案件

議案第42号「北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部改正について」

本議案の提案理由を総務課長が説明。

[提案理由要旨]

教育委員会事務局及び学校に属する会計年度任用職員の給料について、任用された日の属する年度の初日を基準として決定することに係る改正について、付議するもの。

シャルマ委員／2ページの図は、非常に分かりやすく説明されており、「会計年度任用職員」という名称に合致した考え方だと思った。

原 案 可 決

議案第43号「北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について」

本議案の提案理由を総務課長が説明。

[提案理由要旨]

不妊治療に係る特別休暇を付与する等の改正について、付議するもの。

郷 田 委 員／2ページ(2)の「職員の出産」は、本人が出産して休む際の制度という理解でよいか。「産休・育休」とは、別の扱いか。。

制度服務担当課長／これは、いわゆる「産休」で、産前休・産後休の類である。

郷田委員／また、それぞれの項目にある「必要と認められる日数」や、「勤務しないことが相当であると認められる場合」とは、誰が、どのような基準で、必要相当だと判断されるのか、伺いたい。

制度服務担当課長／個別に判断し、承認されると伺っている。

郷田委員／民間企業等でも、このような制度があるが、休暇が取れない場合もあると伺う。皆様が働きやすく、活用できるような制度になれば良いと思う。

シャルマ委員／不妊治療についての休暇が認められることは、不妊治療を必要とする方が増えている現在、とてもよいことだと思う。

不妊治療は夫婦で受けていくものだと思うため、直接的な施術は女性であっても、その時に夫である配偶者が付き添うとか、一緒に不妊治療に取り組んでいくことが、子どもの妊娠・出産というプロセスにおいても重要だと思う。

不妊治療の休暇は、そのようなことも含めて考えられた制度であるのかを1点目にお尋ねしたい。

2点目は、「職員の育児参加」について、人事院報告の中で使われている言葉なのかもしれないが、個人的には、配偶者の子どもは自分の子どもであるので、なぜ、わざわざ「参加」という言葉が付いているのか疑問である。何か意味があれば、お伺いしたい。

制度服務担当課長／1点目については、治療のために通院する場合に取れる制度となっている。

ただ単に付き添いで行く場合には、この休暇の対象にはならないという意味合いである。

また、2点目については、人事院報告と同様の名称を使っているため、特に意味はない。

総務課長／ここでは、「配偶者」だけに限定していない。「配偶者等」となっているため、パートナーシップ等、広い範囲の中で適用できるものである。

シャルマ委員／「配偶者等」というのはどういうことか。

総務課長／パートナーシップ制度等、広い意味で取られている。

シャルマ委員／男性不妊の場合も、治療に行きにくく、休暇が取りにくいと思ったため、1点目の質問をさせていただいた。

「一緒に行く」ことが前提になれば、すぐには難しくても、将来的に、「夫婦で取り組む不妊治療」という考え方が世の中に広がればよいと思う。

田島教育長／シャルマ委員の意見に賛成だ。今すぐの規則改正は難しいかもしれないが、課題としては同じ思いだ。

原 案 可 決

議案第45号「北九州市立小中学校等管理規則の一部改正について」

本議案の提案理由を教職員課長が説明。

[提案理由要旨]

令和4年度からの共同学校事務室設置に伴い、北九州市立小中学校等管理規則の一部を改正するため、付議するもの。

大坪委員／共同学校事務室を設置し、学校事務員の育成や資質向上等、効率的な実施、指導体制の強化という改正理由については、期待したい。

これは、「共同学校事務室」と呼ばれる新しい空間、物理的な空間ができるということを目指しているのか、それとも、機能的に、どこかにチームとして編成されることを目指しているのか、どちらなのか伺いたい。

教職員課長／小倉北区の全小中学校事務職員が「室員」となる「共同学校事務室」を設け、それぞれの学校事務を行うため、ハード・ソフト両面で実施する。

古小路教育次長／補足説明すると、各学校に事務職員を配置するが、1つの中学校に中心機能を設け、そこに集まった時に「共同事務室」とするため、どこかに建屋をつくるということではない。

郷田委員／今後、具体的なことが決まっていくと思うが、おそらく、複数拠点で仕事をされて、その情報をお互いに共有することになると思う。

例えば、チェックリストを作成する際、紙で作成するよりも、クラウドサービス等のITツールを活用した方が効率的だと思う。

また、一学校で使うよりも、複数の学校で使った方が、コストパフォーマンスが上がるため、ぜひご検討いただきたい。

教職員課長／今の意見も踏まえ、また今後、様々なところで効率化できることがあれば取り入れていきたい。引き継ぎ、助言をお願いしたい。

原 案 可 決

議案第47号「北九州市立教育支援センター管理規則の制定について」

本議案の提案理由を不登校対策担当主幹が説明。

[提案理由要旨]

教育施設「北九州市立教育支援センター」の設置にあたり、開館時間や休館日を規定した「北九州市立教育支援センター管理規則」の制定について、付議するもの。

大坪委員／新しく「教育支援センター」がスタートすることは理解できた。

現状の「少年支援室」と呼ばれている場所が、この機能を担っていくことになると思うが、少年支援室の名称はどうなる予定か、決まっていれば教えていただきたい。

不登校対策担当主幹／「少年支援室」の正式名称は、「少年支援センター」だが、「少年支援室」という通称名で呼ばれている。

「教育支援センター」は条例上の名称であるため、通称名を検討した結果、「少年」の部分を変えて、「教育」と変え、「教育支援室」と変更するようにしている。

原 案 可 決

その他報告①「学校における歯と口の健康づくりに関する5か年計画について」

学校保健課長が報告。

[報告要旨]以下の項目について報告。

学校における歯と口の健康づくり懇話会からの提言書の提出を受け、「学校における歯と口の健康づくりに関する5か年計画」を策定するため、報告するもの。

大坪委員／22ページの「フッ化物によるむし歯予防の目標値」について尋ねる。通常の小学校では「フッ化物洗口の実施校における児童の実施率」という指標を掲げているが、特別支援学校の小学部では「フッ化物塗布の児童の実施率」という指標を掲げている。なぜ違うのか、教えていただきたい。

学校保健課長／通常の小学校では、フッ化物洗口については、まだ100%の実施率ではないため、「フッ化物洗口の実施校における児童の実施率」となっている。

一方、特別支援学校では、全校でフッ化物塗布を実施しているため、「実施校」という表現ではなく、ストレートに「フッ化物塗布の児童の実施率」と表現している。

大坪委員／特別支援学校には、身体的な理由、あるいは、本人の希望で、フッ化物塗布を希望されない方がいると理解すればよいか。

また、通常の小学校にも、そのような希望をされる子どもがいらっしゃるため、100%になっていないと理解すればよいか。

学校保健課長／フッ化物洗口においても、フッ化物塗布においても、希望者に実施している。

フッ化物洗口は、現在モデル校3校で取り組んでいるが、その希望率が83.4%である。

希望しない理由としては、「日頃から歯科受診を定期的に行い、そこでフッ素を塗ってもらったため、学校でする必要がない」というように、学校でのフッ化物洗口を希望しない方もいらっしゃる状況である。そのような理由があるのに「100%必ずしてください」という目標値を掲げるのは困難という状況である。

特別支援学校のフッ化物塗布についても、身体的な関係で、「希望しない」という方もいるため、教育委員会として、「100%実施」を目標値にするのは難しいと考え、設定している。

なお、スタートして15年経っている京都市の実施率が91%であるため、北九州市としても、5年後に京都市の実施率の91%を目標に掲げ、推進していきたいと考えている。

特別支援教育課長／特別支援学校におけるフッ化物塗布の状況について説明する。

特別支援学校においては、現状として、2、3年生を対象として、希望する児童については、年1回、学校に来た歯科医が、歯型のようなものにフッ化物を塗布し、上と下の口に一定時間装着することで、フッ化物塗布を実施している。

これを年1回で行っているが、この他にも、歯と口の健康の取組みに併せて、この度、1年生から6年生まで実施対象を拡充するよう取り組んでいる。

これについては、現状67.9%にはなっているが、1年生から6年生まで継続して実施することで、歯の健康の大切さを保護者にも周知しながら、希望の数を増やしていきたいと考え、目標値を設定している。

田島教育長／この5か年計画について、先日、常任委員会でも案として報告させていただいた。

その際、先ほどの大坪委員の質問と似たような質問があり、フッ化物洗口を希望しないお子さんの中に、「既にフッ化物を塗布している」という層と、「どうしてもしたくない」という層が入っているはずであり、そこは、別々に把握すべきという意見もいただいているため、紹介させていただく。

私どもとしても検討したいと考えている。

竹本委員／多くのデータを準備していただき、これらを正しく読み取りたいと思っているため、そういった観点で、8ページと9ページについて質問させていただく。

まず8ページ③番の「むし歯の本数」においては、生え変わる前の乳歯を持つ児童の、むし歯を放置する割合がとても多いということを読み取った。

その③にあるデータだが、全市的な統計というわけではなく、ある地区のA小学校、B中学校というように、一部を取り上げてのデータと見てよいか。その場合、なぜこの小中学校を取り上げたのかも伺いたい。

また、9ページ(ア)の「区ごとのむし歯のない割合」について、この「区」というのは、A、Bとある「北九州市内の区」と読み取ってよいか。

また、「行政区別」の項目のA～Gというのは、「他政令市」と読み取ってよいか。その場合、具体的な都市名を挙げずに、このA～Gとしているのは何か理由があるのか。

学校保健課長／まず、8ページの、「ある地区の小中学校におけるむし歯の本数」については小学校、中学校1校ずつのデータを記載している。

むし歯がある児童とない児童の健康格差が広がっているため、ここでは顕著な学校を掲載した。

また、9ページ(ア)の「区ごとのむし歯のない割合」については、北九州市内の区で、一番高いところと低いところである。

また、「行政区別」についても、北九州市内の7区を「A～G」として、北九州市の平均と全国平均を出している状況である。

行政区としても、これだけ差があることを説明させていただき、市内全ての学校で、フッ化物洗口と歯科受診率を全市的に推進していく必要があるため、「個人でも行政区でも差が生じている」という数字を挙げた。

竹本委員／承知した。

14ページの「今後の方向性」の2番目に下線を引いているが、具体的に力を入れていく取組みがあれば、教えていただきたい。

学校保健課長／14ページには、現在推進している教育プランの目標、ミッション、重点的な取組み、今後の方向性を抜粋して掲載している。

2番目については、「教育プランの今後の方向性を継承していく」という意味で下線を引いている。

この計画にも記載しているが、家庭での生活習慣の見直しの必要性や、専門家、歯科衛生士等の専門家に歯磨きの仕方を教えてもらうこと等を、この計画の中に盛り込んでいる。

竹本委員／ぜひ、幼児期や学童期といった低年齢層から取り組んでいただき、より家庭に落とし込んでいけるような、意味のある施策の実施をしていただきたいと思います。

田島教育長／本件については、常任委員会の委員からも、教育委員からも、全く同意見のことを言っていた。教育委員会での施策に留まらずに、他局の幼児期からの取組みも進めてほしいという要望が強くあったため、私どもも、心して取り組みたいと考えている。

報 告 終 了

(関係者以外退出)

(2) 非公開案件

議案第46号「人事について」

本議案の提案理由を労務争訟担当課長が説明。

[提案理由要旨]

北九州市立学校に勤務する職員に対して懲戒処分を行うにあたり、付議するもの。

原 案 可 決

報告第4号「人事について」

教職員課長が報告。

[報告要旨]以下の項目について報告。

北九州市公立学校長の人事異動及び、北九州市公立学校管理職等候補者選考試験等の結果について、報告するもの。

報 告 終 了

議案第48号「北九州市教育委員会事務分掌規則及び北九州市教育機関事務分掌規則の一部改正について」

本議案の提案理由を総務課長が説明。

[提案理由要旨]

令和4年4月1日付組織改正に伴い、関係する教育委員会規則の一部改正を行う必要があるため、付議するもの。

原 案 可 決

議案第49号「北九州市教育委員会職員証に関する規程等の一部改正について」

本議案の提案理由を総務課長が説明。

[提案理由要旨]

令和4年4月1日付組織改正に伴い、関係する教育委員会訓令の一部改正を行う必要があるため、付議するもの。

原 案 可 決

議案第44号「人事について」

本議案の提案理由を総務課長が説明。

[提案理由要旨]

令和4年4月1日付人事異動案について、付議するもの。

原 案 可 決

4 閉 会

16:20 田島教育長が閉会を宣言